

(仮称) ウォーターパーク・シラヤマ バーベキュー場

施設使用者募集要項

令和8年2月

埼玉県横瀬町

ウォーターパーク・シラヤマ及びその周辺の横瀬川利用調整協議会

1 趣旨

ウォーターパーク・シラヤマ周辺の横瀬川河川敷は、町内外問わず多くの人に利用されており、町の賑わいを生む場所の一つとなっています。

しかし、従前より河川敷におけるバーベキュー利用におけるマナーの問題などにより周辺住民の生活環境に対する懸念もありました。

町では、ウォーターパーク・シラヤマ周辺の横瀬川河川敷を都市・地域再生等利用区域の指定、河川占用許可を受け、町の許可を受けていない火気の禁止（バーベキュー、花火等）、キャンプ行為の禁止などの規制を実施することとしましたが、河川敷を利用したバーベキュー需要が一定数あることから、有料のバーベキュー場を設置するため、運営および管理を行う者（以下、施設使用者という）を募集します。

2 施設使用者の基本要件

有料バーベキュー場の区域（以下、使用区域という。）において、バーベキューを主とする事業を行い、併せてイベント開催など行う等恒常的な賑わいを創出する取組を行う者であること。また、良好な水辺空間の保全確保を行うことができる者であること。

3 使用区域の立地の概要

（1）所在及び名称

①使用区域 使用区域は、一級河川横瀬川（横瀬町大字横瀬字寺坂 1892-4 番地地先）の別紙3に示す区域とする。

②名 称 名称は、（仮称）ウォーターパーク・シラヤマバーベキュー場とする。

（2）使用区域の面積

900 m²

（3）位置図・付近の見取図

別紙1「位置図」参照

別紙2「都市・地域再生等利用区域平面図」参照

4 募集条件等

（1）使用形態

河川敷を利用した有料バーベキュー場

（2）使用箇所等

別紙3に示す区域 900 m²

（3）使用期間

貸付開始日より令和12年3月31日とする。

その後は、更新の申出があった場合は協議会にて更新審査を行い、合意が得られた場合は、契約期間の更新を行うことができるものとする。

(4) 営業想定

1 区画 5 m × 5 m とし、区画の使用人数は最大 5 名で 10 区画の営業を想定する。バーベキューサービスは、機材および食材を提供する形式とする。また、食材については、町内産を積極的に使用すること。

(5) 営業期間、営業時間

通年営業とする。ただし、営業日の設定は施設使用者の裁量にて設定できることとする。

営業時間は、原則 9 時から 17 時までとする。ただし、季節、天候その他の条件により施設使用者の裁量にて原則の時間内で変更できることとする。また、協議会の合意を得た場合はその他の時間においても営業することができる。

営業日、営業時間は、ホームページ等で周知するなど、利用者への周知を図るものとする。

(6) 使用権の譲渡の禁止

自ら営業し、使用権の譲渡はできないものとする。

(7) 使用料

毎年度開始後すみやかに河川占用料相当額を含む使用料を納入するものとする。

施設使用者が希望する場合は、年額を 12 で除した額を月額とし、毎月の納入とすることができる。

(8) 施設利用者への配慮

①目的を十分に理解し、雰囲気づくりに留意するとともに、良質なサービスの提供に努めること。

②施設利用者の意向、志向を定期的に調査し、サービスに反映させ、賑わいのある運営に努めること。

(9) ウォーターパーク・シラヤマ及び地域の活性化に対する取組

①ウォーターパーク・シラヤマ及び周辺の横瀬川を利用したイベント等の実施。

②地域の回遊を促すため、協議会や地域団体（観光・産業振興団体、地域住民、企業等）との協働又は自主企画による地域の活性化のためのイベント等の実施。

③周辺観光施設等と連携した企画の実施。

④周辺の観光案内やイベント案内を行い、地域への回遊性を促す。

(10) 利用者への安全確保

増水時に対する安全対策及び水難事故に対する防止対策に努める。常に気象情報に気をつけ必要な場合は、バーベキュー場からの退去をさせるなど利用者の安全を確保すること。

(11) 周辺環境への配慮と公共空間の適正管理

①原則バーベキュー場以外の用途での使用は行わないこと。ただし、施設使用者の創意工夫による賑わい創出のイベント等、応募時に提出する企画提案書における

使用や別に協議会の合意を得た場合は可能とする。

②営業においての騒音対策、ごみ処分など周辺環境に十分配慮し、公共空間としての適正な管理に努めるものとする。

(12) 使用区域の清掃

使用区域内はごみがないよう清掃を行うこと。

(13) 第三者への対応

①運営、管理に係る苦情については適切かつ真摯に対応すること。

②使用区域において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して第三者に損害があったときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて企業向け賠償責任保険に加入すること。

(14) 事故等への対応

①使用区域内及び周辺において事故等が発生した場合は、その救護等必要な措置を行うこと。

②事故等が発生した場合は、占用者へ速やかに報告すること。

(15) 法令等の遵守、報告

①年1回以上、事業計画書及び実績報告書を提出する。(計画、実績については、取組内容、収支、利用者数等とする)

②運営、管理にあたっては、法令等(河川法、食品衛生法等)を遵守すること。

③河川管理者が、都市・地域再生等利用区域を指定した際に公表した「許可方針」、河川占用許可申請に基づく「許可条件」の内容を遵守すること。

④増水時には、安全対策に努めること。

(16) 契約の解除

次の各号に該当する場合には施設使用契約を解除する。

①河川敷地の占用期間が満了し、事業を終了したとき。

②使用料の納付を怠り、かつ、占用者の催告を受けても納付しないとき。

③営業について関係行政庁から許可の取消し又は停止処分を受けたとき。

④占用者が行う調査に応じず、またその妨害をしたとき。

⑤施設使用契約の規定に重大な違反があったとき。

⑥施設使用者に起因する問題が発生し、占用者の申入れを受けないとき又は申入れを受けたにもかかわらず改めないとき。

(17) 原状回復義務

契約期間満了又は施設使用者に起因する契約解除により退去する場合は、原状回復のうえ返還するものとする。

(18) 損害賠償請求

①契約期間の満了、または施設使用契約の解除により退去する場合、それを理由に損害の補填又は補償を占用者、河川管理者及び協議会に請求することはできない。

②自己が予想した営業利益を上げられなかった場合、それを理由に損害の補填又は補償を占用者、河川管理者及び協議会に請求することはできない。

(19) 契約内容の変更

契約内容についての見直し、変更を占用者に申し出ることができる。この場合は占用者と協議のうえ、合意を得た内容についてのみ変更するものとする。

(20) 誠実義務等

施設使用契約に基づく義務の履行について、真義を旨とし誠実に履行しなければならない。施設使用契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、占用者と誠意をもって協議の上解決するものとする。

5 施設使用者の経費負担

施設使用者は、以下に掲げる経費を負担するものとし、(1) 及び (2) は使用料として町に支払う。

(1) 土地使用料（埼玉県流水占用料等徴収条例による）

年額 1,500 円/アール×9 アール=13,500 円

※1 アール当たりの占用料は埼玉県条例に基づき徴収されるため、今後変更になる場合があります。

(2) 使用土地及び公園施設の維持管理に係る費用の一部負担分

年額 61,500 円

※電気料、水道料、人件費の変動により、今後変更となる場合があります。

使用料 (1) + (2) = 年額 75,000 円 (月額 6,250 円)

※令和8年度については、営業開始月から年度末までの月数を月額に乗した額となります。

使用料は、年額払いの場合は、年度開始後 4 月末日までに町に納入するものとする。月額払いの場合は、翌月 10 日までに町に納入するものとする。

(3) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費（その他備品の購入、人件費、材料費等）

(4) 7 及び 9 に掲げる清掃・環境対策に関する費用

(5) 契約終了後の原状回復費用

6 募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表 令和8年2月6日（金）

質問書受付 令和8年2月6日（金）～令和8年2月12日（木）まで

質問書回答 令和8年2月13日（金）

募集期間 令和8年2月13日（金）～2月20日（金）

| | |
|-------|----------|
| 協議会審査 | 令和8年2月下旬 |
| 結果通知 | 令和8年2月下旬 |
| 契約締結 | 令和8年3月上旬 |

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、十分な経営力及び信用を有する横瀬町内に法人登記している法人または支店を有する法人（以下、「法人」という。）とする。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。なお、応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとする。応募資格の基準日は、「参加申請書」の申請日とする。

①制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明示29年法律89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）

②破産者で復権を得ない者

③応募書類提出時、町税、県税又は国税を滞納している者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア法人の役員等が暴力団である者、または暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、役員以外の者」という。

イ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

ウ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑤法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者

(3) 応募方法

受付期間内（令和8年2月13日（金）～2月20日（金））に（5）の応募書類を全て整えて協議会事務局（横瀬町建設課内）へ持参すること（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）。郵送、宅配便等での提出は不可。

提出部数：3部

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を協議会事務局に送付（FAX可）すること。

(質問書受付期間 令和8年2月6日(金)～令和8年2月12日(木)午後5時必着)

回答は、令和8年2月13日(金)午後3時までにメール等で行う。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。

(5) 応募書類

応募者は、以下の内容について必要な資料等を提出すること

- ①参加申請書(様式第1号)
- ②企業等概要説明書(任意様式)
- ③定款(写し可)
- ④運営企画書(営業計画、増水時対策計画、水難防止対策計画等)(任意様式)
- ⑤収支計画書(運営準備、運営、維持管理等)(任意様式)
- ⑥バーベキュー場、ウォーターパーク・シラヤマ及びその周辺の横瀬川を利用した活性化のための企画提案等(任意様式)

(6) 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して書く提出書類を作成すること。

- ①応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通過は日本国通貨を使用すること。
- ②応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。
- 図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しない。

また、提出された応募書類は一切返却しない。

(8) 施設使用者の決定

「ウォーターパーク・シラヤマ及びその周辺の横瀬川利用調整協議会」において応募者の中から、企画内容や経営状況を総合的に審査の上、施設使用者の候補者(以下「候補者」という。)を決定する。

7 審査について

(1) 選定について

ウォーターパーク・シラヤマ及びその周辺の横瀬川利用調整協議会において審査を行う。

(2) 審査方法

書類審査とする。ただし、必要に応じて追加資料の提出を求めるこことや、ヒアリングを行う場合がある。

(3) 審査基準

- ①事業の安定性・継続性
- ②地域、事業への理解度

(4) 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ①候補者の決定は、令和8年2月下旬を予定とする。
- ②審査結果は、各応募者に通知する。また、施設使用者として決定した者については、その名称等を公表する。
- ③審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じない。
- ④審査を実施した結果、運営・管理に適した応募者がないときは、候補者を決定しない場合がある。

8 募集・選定に関する事項

- (1) 申請書提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがある。
 - ①応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ②応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと協議会が判断した場合

9 営業開始予定

候補者は令和8年4月29日(水)までの営業開始に向け開業準備を行うものとする。

10 占用者との使用契約締結

候補者は、施設使用後の運営に関して、町との間で、本要項及び提案内容に基づく使用契約書を締結すること。

11 問合せ先

〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地
横瀬町役場 建設課
電話 0494-25-0117
FAX 0494-23-9349
メール kensetsu@town.yokoze.saitama.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

横瀬町長 様

住 所

法人名

担当者

連絡先

(仮称) ウォーターパーク・シラヤマ バーベキュー場 施設使用参加申込書

1 事業の目的

河川敷を利用したバーベキュー場

2 占用施設の面積

河川敷地を原形のまま占用させる土地 900m²

3 使用期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

4 添付書類

- (1) 企業等概要説明書
- (2) 定款（写し可）
- (3) 運営企画書（営業計画、増水時対策計画、水難防止対策計画等）
- (4) 収支計画書（運営準備、運営、維持管理等）
- (5) バーベキュー場、ウォーターパーク・シラヤマ及びその周辺の横瀬川を利用した活性化のための企画提案等

位置図

別紙1



出典：国土地理院地図

一級河川横瀬川 都市・地域再生等利用区域平面図



